

瑞穂監第33号  
平成27年12月3日

瑞穂市長  
棚橋敏明様

瑞穂市議会議長  
小川勝範様

瑞穂市代表監査委員 井上和子

瑞穂市監査委員 星川睦枝

#### 定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「管財情報課」の定期監査を実施した  
たので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

## 定期監査結果報告書

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象

「管財情報課」における平成27年4月1日から平成27年8月末日までの財務に関する事務の執行と、重点項目として「公用車管理」についての監査を行った。

管財情報課は、課長以下7名の職員で次の事務を行っている。

- (1) 市有財産の統括管理事務に関すること
- (2) 普通財産の管理及び処分に関すること
- (3) 建物災害共済基金に関すること
- (4) 庁舎施設管理に関すること
- (5) 公用車の維持管理に関すること
- (6) 入札に係る一般事務に関すること
- (7) 指名受付事務に関すること
- (8) 電算システムの企画、調整及び管理に関すること
- (9) 庁内LANに関すること
- (10) 情報化推進に関すること

#### 2 監査の実施日

平成27年9月28日（月）

#### 3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び「公用車管理」の状況について、提出された資料を基に、通常実施すべき監査手続を実施した。

### 第2 監査の結果と意見

#### 1 財務について

##### (1) 執行状況について

「管財情報課」における財務の執行については、次のとおりで、財務の事務は概ね適正に執行されているものと認められた。

平成27年8月末現在

	予 算 額 (円)	収入・執行済額 (円)	比率 (%)
歳 入	9,859,000	5,967,724	60.5
歳 出	226,382,000	69,806,943	30.8

(2) 公用車管理費及び公用車購入費について

平成23年度以降の公用車管理費及び公用車購入費は、次のとおりである。

単位：円

名 称		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
公用車管理費	各種消耗器材	500,786	819,480	760,978	440,730	34,560
	公用車燃料費	4,531,075	4,524,891	4,471,436	4,510,360	1,373,812
	物品修繕	2,255,621	1,821,853	2,328,039	2,376,870	1,495,086
	公用車管理手数料	195,510	207,395	167,370	227,016	1,578
	公用車廃車手数料	21,000	31,500	31,500	18,360	0
	その他手数料	12,705	-	-	-	-
	自動車損害保険料	1,568,340	1,688,890	1,823,320	1,766,630	1,576,300
	自動車重量税	358,800	214,200	332,400	236,000	242,000
小 計	9,443,837	9,308,209	9,915,043	9,575,966	4,723,336	
公用車購入費	各種消耗器材	64,764	105,525	214,368	302,400	0
	検査・審査等手数料	1,800	-	-	-	-
	その他手数料	10,060	76,100	24,080	20,080	8,070
	自動車損害保険料	55,280	69,200	121,660	121,490	45,410
	公用車	1,137,609	4,412,835	4,255,914	2,381,400	954,720
	視覚・音響・音楽用機器	27,700	-	-	-	-
	自動車重量税	7,600	98,400	65,600	17,800	6,600
小 計	1,304,813	4,762,060	4,681,622	2,843,170	1,014,800	
合 計	10,748,650	14,070,269	14,596,665	12,419,136	5,738,136	

※平成27年度は8月末現在の支出額累計

公用車購入費は、公用車の購入台数・金額により変動があるが、公用車管理費は900万円～1,000万円の間に推移している。公用車管理費が大きく変動していない点からすると、大きな修繕等はなく、安定して管理されているものといえる。

なお、表に記載した支出の他に、平成25年度に公用車購入費（臨時）として2,243,992円の支出があり、公用車（プリウスL）が購入されている。

2 公用車管理について

(1) 管理部署について

管財情報課からの資料によると、当市が保有する公用車は84台（うち、2台は日本赤十字社からの借入れ、3台は廃車、1台は走行不可、1台は不使用（廃車はしていない）で、管理部署別の内訳は次のとおりである。

なお、環境課で管理されているブルドーザーについては、回答が得られなかったため、普通（特殊）に区分した。

単位：台

部署名	軽			小型			普通				台数
	貨物	乗用	特殊	貨物	乗用	特殊	貨物	乗用	特殊	乗合	
管財情報課	13	11		10	7			7		1	49
総務課	1		9						6		16
市民課					1						1
環境課	1			1		3			2		7
上水道課	1	1									2
給食センター							4				4
図書館		1									1
合計	16	13	9	11	8	3	4	7	8	1	80

※平成27年8月末現在

※廃車(3台)及び走行不可(1台)の4台を除く

管財情報課の管理となっている公用車は49台で、このうち、公用車の鍵や運行記録簿を保管している部署は次のとおりである。

単位：台

部署名	台数			備考
	軽	小型	普通	
管財情報課	6	6	5	17
秘書広報課			1	1 市長車
健康推進課	1	1		2
税務課		1		1
地域福祉高齢課	3			3
都市整備部		1		1 巢南庁舎
都市開発課	1	2		3 巢南庁舎
都市管理課	2			2 巢南庁舎
商工農政課		1		1 巢南庁舎
環境水道部	2			2 巢南庁舎
環境課	2			2 巢南庁舎
市民窓口課	3	2	1	6 巢南庁舎
教育委員会	4	3	1	8 巢南庁舎
合計	24	17	8	49

## (2) 稼働率について

公用車84台のうち、総務課で管理している消防車等19台(うち、3台は廃車)、環境課で管理しているフォークリフト等7台、給食センターで管理している給食車等2台(うち、1台は走行不可)を除いた56台に係る公用車の稼働率について回答を得た。車種別にまとめた表は、次のとおりである。

単位：台，％

区 分		稼働率					合 計
		20%未満	20%～ 40%未満	40%～ 60%未満	60%～ 80%未満	80%以上	
軽	乗用	1		4	4	4	13
	貨物		4	1	6	3	14
小型	乗用	1		3	4		8
	貨物		2	3	3	2	10
普通	乗用		2	1	3	1	7
	貨物				1	2	3
	乗合	1					1
合 計		3	8	12	21	12	56
構成比		5.4	14.3	21.4	37.5	21.4	100.0

※稼働率(%)=(午前使用日数+午後使用日数)÷(勤務日数(平日)×2)×100

稼働率が20%未満である公用車3台の詳細は、次のとおりである。

部署名	車名等	取得年度	区 分	稼働率
上水道課	スズキワゴンR	平成13年度	軽乗用	12.5%
管財情報課 (商工農政課)	トヨタア	平成12年度	小型乗用	10.1%
管財情報課	トヨタマイクロバス	平成12年度	普通乗合	10.6%

半数を超える公用車の稼働率は60%以上であり、効率的に使用されているが、一部の公用車では稼働率が極端に低くなっている。マイクロバス等の特殊な車両は別として、稼働率の低い公用車にあっては、使用状況や必要性を検討していただきたい。

なお、環境課で管理しているブルドーザーについては、廃車はしていないものの、平成27年度時点で不使用とのことである。今後も使用する予定がないのであれば、処分していただきたい。

### (3) 更新状況について

公用車の経過年数及び走行距離は、次のとおりであるが、管理部署の表と同様、廃車及び走行不可の4台を除いている。また、走行距離について回答が得られなかった車両は、4万Km未満に区分している。

単位：台，％

走行距離 経過 年数	～4万km 未満		～7万km 未満		～10万km 未満		～13万km 未満		13万km 以上		合 計	
	台	(%)	台	(%)	台	(%)	台	(%)	台	(%)	台	(%)
～3年未満	8	(7)									8	(7)
～6年未満	7	(7)	3	(2)							10	(9)
～9年未満	11	(3)	7	(7)	3	(1)	1				22	(11)
～12年未満	5	(1)			1	(1)					6	(2)
～15年未満	6		2	(2)	1	(1)	2	(1)	3	(3)	14	(7)
15年以上	8	(1)	4	(4)	2	(2)	2	(2)	4	(4)	20	(13)
合 計	45	(19)	16	(15)	7	(5)	5	(3)	7	(7)	80	(49)
構成比	56.3	(38.8)	20.0	(30.6)	8.8	(10.2)	6.3	(6.1)	8.8	(14.3)	100.0	(100.0)

※平成27年8月末現在

※カッコ内は、管財情報課管理分

※構成比は端数処理の関係上、合計と一致しない

当市における公用車の更新基準は、経過年数 15 年以上又は走行距離 13 万 km 以上である。調査の結果、表中の公用車 80 台のうち 23 台(28.8%)は既に更新基準に達しており、12 台(15.0%)は数年内に更新基準に達するものと考えられる。

管財情報課で管理している公用車についても、49 台中 16 台(32.7%)が基準に達している。確認をしたところ、近年は年に 3 台ほど公用車を入れ替えており、現在の更新頻度では、これらの公用車を更新するために必要な期間は約 5 年となる。

公用車の更新基準に照らすならば、約 3 割の公用車について、早急な対応が必要となる。管財情報課によると、予算や車両の状況により、更新車両の優先順位は前後するとのことであるが、故障や事故が発生する前に、適切に更新を行っていただきたい。

#### (4) 配置及び保有台数について

現在、管財情報課では公用車を 49 台管理しているが、管財情報課を含め、自家用車による旅行が複数の部署で承認されている。

瑞穂市職員の自家用自動車による旅行に関する規程第 2 条第 2 項の定めによると、同項各号のいずれかに該当すると認めた場合で、かつ、公用車を使用することができない場合に限り、所属長は、所属職員が自家用車を使用して旅行することを承認できるものとされている。

管財情報課によると、公用車を使用することができない場合とは、「瑞穂市職員の自家用自動車による旅行に関する規程第 2 条に準じ、かつ公用車が使用中または使用予約が入っていて、利用者間で融通ができない

とき」との回答であった。

公用車を使用する時間帯が集中しがちであること、公用車の車両数が不足していることが、自家用車による旅行が複数の部署で承認されている原因であると回答を受けた。つまり、一昨年の行政監査の際、現場からは公用車が不足しているとの声が挙がっていたが、現在も不足が生じているということである。

自家用車による旅行命令件数や各課毎の使用状況、公用車の時間帯毎の使用状況等を総合的に分析し、公用車の配置や保有台数及び予約方法が最適となるよう、検証していただきたい。

#### (5) 事故への対応について

先に述べたとおり、当市では自家用車による旅行が複数の部署で承認されている。特に、公用車が配置されていない出先機関の職員については、自家用車による旅行が常態となっている。

事故を起こした場合の対応について確認をしたところ、公用車での事故の場合、市の契約する保険会社から保険金が支払われることになる。これに対し、自家用車での旅行中の事故については、職員個人が加入する保険によることになるとの回答であった。

管財情報課からは、職員に支払われる車賃は、事故時の負担を考慮した金額であると説明を受けた。確かに、瑞穂市職員の自家用自動車による旅行に関する規程第3条の定めにより、1キロメートルにつき、37円の車賃が支払われているが、相応であるとは言い難い。

公用車が配置されていない出先機関に勤務する職員は、やむを得ず自家用車による旅行を行っているものといえる。事故を起こした際の負担を考慮すると、不利な立場にあるものと言わざるを得ない。命令を受けて自家用車を用いた場合の事故の取り扱いについては、損害の一部を市が補てんする等の対応を検討していただきたい。

#### (6) 燃料の契約単価について

穂積石油組合との間で、ハイオクガソリン、レギュラーガソリン、軽油、灯油、A重油に関する単価契約を締結している。当該契約は、毎月下旬頃に変更契約を行っており、その内容は、月の初日に遡及し適用されている。

平成27年度の契約単価（税込）及び、国（資源エネルギー庁）の公表する価格（税込）の推移は、次のとおりである。

## レギュラーガソリン価格（税込）

単位：円

平成27年度	市契約単価 (A)	給油所小売 価格 (B)	差異 A - B
4月	150.12	142.30	7.82
5月	153.36	144.70	8.66
6月	154.44	146.66	7.78
7月	153.36	146.73	6.63
8月	150.12	141.00	9.12
平均	152.28	144.28	8.00

※資源エネルギー庁の給油所小売価格は岐阜県の月平均とした

岐阜市周辺の給油所小売価格は、県内の他の地域に比べると安価である傾向にある。そのため、当市の給油所小売価格も、県平均に比べると安価であると推測されるが、当市のガソリンの契約単価は、給油所小売価格の岐阜県平均価格を上回っている。

ガソリンの契約単価については交渉するとのことであったため、少しでも契約単価が低く抑えられるよう努めていただきたい。なお、他県ではあるが、全国のほぼ100%のガソリンスタンドで給油できるカードを導入することで、経費の節減を図った団体が存在する。こちらについては調査中との回答であるため、調査研究に努めていただきたい。

### 3 引用条文について

瑞穂市有自動車安全運転管理規程第5条において、道路交通法（昭和35年法律第105号）の条文が引用されている。

引用している条文が適切であるか確認を行ったところ、間違いがあるため、修正を行うと回答を得た。早急に修正を行うとともに、その他の規程等についても確認に努めていただきたい。

以上